

いま 時空を超え現在へ！！ 2018年訪西文化使節団ツアー

～日西友好通商航海条約締結150周年記念～

山形県米沢市に生まれたといわれる支倉常長は、今から約400年前、伊達政宗の命を受け「慶長遣欧使節団」としてスペインを訪問し、日本とスペインとの交流のきっかけをつくる偉業を成し遂げました。そして、2014年、さくや姫文化使節団は「日本・スペイン交流400周年記念事業」でスペインを訪問、4都市（マドリッド、トレド、セゴビア、バルセロナ）の市長に支倉常長の生誕の地として米沢市をご紹介します。た事から、米沢市ではスペインとの文化交流事業が始まりました。

東京2020を控え、支倉生誕地米沢を中心に東北を、そして日本の魅力を、海外の皆さまに紹介するため、2018年、訪西文化使節団を結成してスペインを訪問します。
時空を超え現在へ！！そして、未来へつながる交流事業です。

Point !

【コリア・デル・リオにて】

★祝賀セレモニー&パレード

★ハボンさん達との交流

★日本文化のワークショップ

（音楽、食文化、茶道、折り紙など）

★TEN-CHI-JINコンサート

【マドリッドにて】

★TEN-CHI-JINコンサート

★祝賀会（レセプションパーティー）

※内容は変更になる場合もございます。

～支倉常長像（コリア・デル・リオ）～



ファン・フランシスコ・ハボン様

日西観光協会会長
下平晴朗様

支倉常雄様 第十四代 支倉正隆様

コリア・デル・リオ市長
モデスト・ゴンサレス・マルケス市長様



～マヨール広場（マドリッド）～

Soul&Beat TEN-CHI-JIN プロフィール

オフコースのドラマーJIRO OMAと「SHAMISEN」の鬼才HIRO KUROSAWAが2003年秋田で結成。東日本大震災後、東北のメッセンジャーとしてワールドツアーを行い、2014年スペインの「日本・スペイン交流400周年事業」に招かれ、マドリッド、トレド、セゴビア、バルセロナに於いて、世界最高峰のフラメンコギター「カニサレス」と共演し、「マエストロ」と評価を受けた。



～Soul&Beat TEN-CHI-JIN～

※写真は全てイメージです。

ご旅行代金・スケジュール

◆旅行期間／2018年6月22日(金)～28日(木) 7日間

◆旅行代金／**348,000円**

お一人様・2名1室利用

※一人部屋追加代金／65,000円

①燃油サーチャージ・航空保険料(27,900円～28,900円)
②羽田空港施設使用料(2,670円)／成田空港施設利用料・保安サービス料(2,610円)
③海外現地空港諸税(4,800円～9,950円)
①～③の料金が旅行代金と別に必要になります。旅行代金と合せてお支払いください。
(2018年3月9日現在の目安料金です)

◆申込締切日／3月30日(金)

◆申込み方法／別紙の申込書に必要事項を記入の上、メール又はFAXにてお送りください。

FAX : 03-6730-3229 メール : tourdesk93@or.knt.co.jp

同時に、参加申込金70,000円を所定の口座にお振込みください。残金は後日、請求書を発行いたします。

◆利用予定ホテル／マラガ : HILTON GARDEN INN MALAGA

セビリア : HESPERIA SEVILLA

マドリッド : COURTYARD MADRID PRINCESA ※2名1室ツイン利用、バス・トイレ付

◆利用予定日本発着航空会社／ブリティッシュエアウェイズ、フィンランド航空 ◆添乗員／同行致します。

◆食事／朝食5回・昼食0回・夕食2回 ※機内食の回数は含まれません。

◆相部屋／相部屋はお受けしておりませんので、1名、3名のように奇数人数でご参加される場合は、どなたかお一人について一人部屋利用追加代金を申し受けます。

	月日曜	発着地・滞在地	現地時間	交通機関	摘要	食事
1	2018年 6月22日 (金)	成田/羽田発 マラガ着	午前 夜～深夜	航空機 専用車	空路、ヨーロッパ乗継ぎにてマラガへ 到着後、ホテルへ (マラガ泊)	機 機 夕：×
2	6月23日 (土)	マラガ コリア・デル・リオ セビーリヤ滞在	08:00 12:00 14:30 17:30頃 19:00 21:00 23:00	専用車 専用車	ホテルにて朝食 マラガ発 コリア・デル・リオへ (224km/約3時間) 祝・150周年記念 セレモニー&パレード (支倉常長銅像前) ホテルチェックイン後、自由行動 ホテル発 祝・150周年記念 公演@文化センター (TEN-CHI-JIN、日本文化団体、コリア・デル・リオ団体) ハボンさん達との交流会 (食事会) ホテル到着 (セビーリヤ泊)	朝：○ 昼：×
3	6月24日 (日)	セビーリヤ滞在	午前 午後	専用車	ホテルにて朝食 祝・150周年記念 ワークショップ@市庁舎前 コリア・デル・リオ市内観光 (支倉常長ゆかりの地視察) セビーリヤ市内観光 (世界遺産セビーリア大聖堂他) (セビーリヤ泊)	昼：×
4	6月25日 (月)	セビーリヤ発 マドリッド着	午前 午後	専用車 列車 専用車	ホテルにて朝食 セビーリヤ駅へ 列車にて、マドリッドへ移動 ホテルへ ■オプションツアーをご案内 ①世界遺産の町トレド観光 (2014年の桜植樹見学) ②バルセロナ観光 ※詳細はツアーお申込者に改めてご案内します。 (マドリッド泊)	夕：×
5	6月26日 (火)	マドリッド滞在	終日 19:00 夜	各自	ホテルにて朝食 終日、自由行動 祝・150周年記念 公演@王立アカデミー (別途チケット代要) (TEN-CHI-JIN、着物ショーなど) 祝賀会 (レセプションパーティー) ホテル到着 (マドリッド泊)	朝：○ 昼：×
6	6月27日 (水)	マドリッド発	午前	専用車 航空機	ホテルにて朝食 空港へ 空路、ヨーロッパ乗継ぎにて帰国の途へ (機内泊)	機
7	6月28日 (木)	成田着	午前		到着後、解散。お疲れ様でした。	機

※スケジュールは変更になる場合がございます。

早朝 朝 午前 午後 夕刻 夜 深夜
04:00 06:00 08:00 12:00 16:00 18:00 23:00 04:00

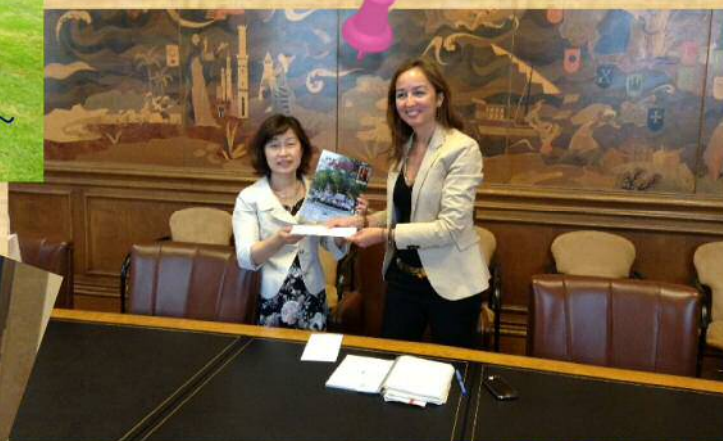
2014年スペイン訪問の様子



～在スペイン日本国大使館にて～



～スペイン公演：天地人とカニサレス～



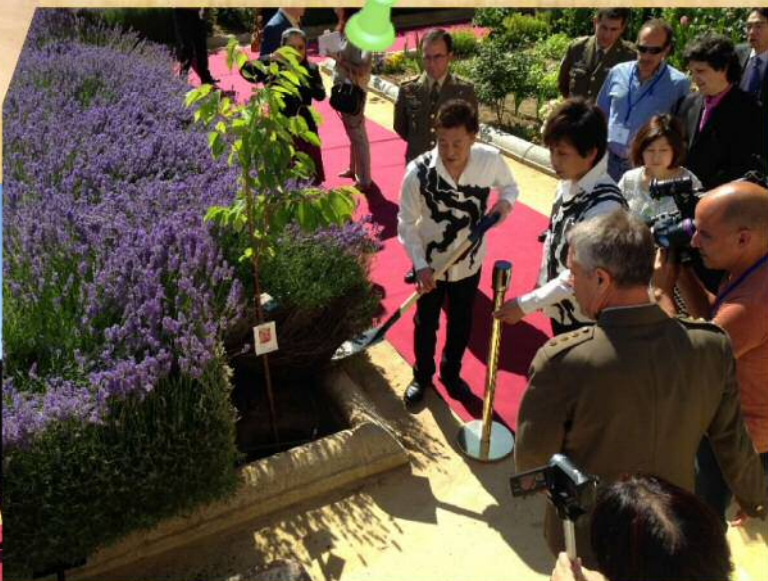
～親書贈呈（バルセロナ）～



～親書贈呈（マドリッド）～



～トレドにて「さくら」の植樹～



旅行企画・実施

近畿日本ツーリスト株式会社 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第1944号 ポンド保証会員
旅行業公正取引協議会会員 一般社団法人 日本旅行業協会正会員

当社事業再編に伴い、4月以降以下のとおりとなります。
4月1日より

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第2053号 JATA正会員 旅行業公正取引協議会会員
※本年4月1日以降に出発するツアーに関わる権利義務につきましては、
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏に承継いたしますので、
あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

企画協力

一般社団法人支倉常長日西文化協会
一般社団法人さくや姫文化使節団

お問合せ先・お申込み

近畿日本ツーリスト株式会社 トラベルサービスセンター東日本 「2018訪西文化使節団ツアー」係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3F
TEL : 03-6730-3220 / FAX : 03-6730-3229

受付時間：月～金 10:00～17:00 ※土日祝日休み

※お取消・ご変更のご連絡が休業日・営業時間外の場合は、翌営業日の扱いとなりますので、予めご了承ください。
総合旅行業務取扱管理者：伊藤 義彦・小室 智恵子
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。このご旅行の契約に関し、
担当者からの説明にご不明な点がございましたらご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください

当社事業再編に伴い、4月以降以下のとおりとなります。

4月1日より

受託販売 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス
トラベルサービスセンター東日本

◆住所、連絡先等は変更ありません。

募集要項・ご旅行条件書

- 旅行期間：2018年6月22日（金）～28日（木） 7日間
- 最少催行人員：80名
- 申込締切日：2018年3月30日（金）
- 利用予定ホテル：マラガ：HILTON GARDEN INN MALAGA
セビリア：HESPERIA SEVILLA
マドリード：COURTYARD MADRID PRINCESA
※2名1室ツイン利用、バス・トイレ付

- 利用予定日本発着航空会社：ブリティッシュエアウェイズ、フィンランド航空
- 食事：朝食5回・昼食2回・夕食2回 ※機内食の回数は含まず
- 相部屋：相部屋はお受けしておりませんので、1名、3名のように奇数人数でご参加される場合は、どなたかお一人について一人部屋利用追加代金を申し受けます。

①旅行代金に含まれるもの
 ②航空運賃：日程表に記載された区間（エグジークラス）、（*この運賃・料金は、運送機関の課す付加運賃・料金を含みません。付加運賃・料金とは原価の水準の異常な変動に対応するため、一定の期間及び一定の条件下に限りあらわな旅行者に一律に課されるものです。）③宿泊代金：ホテル・2名1室を基準と致します。
 ④食事代金：朝5回、昼0回、夕2回（機内食は含まれません）⑤観光代金：日程表に記載された観光時間のガイド代、入場料金⑥バス代金：日程表に記載された団体行動中のバス代⑦団体行動中の税金・チップ⑧手荷物運搬代金：お一人につき一つのスーツケースと（たいてい大々さな航空空会社の規定内。詳しくは係員におたずね下さい。）※上記代金はお客様の都合により、一部利用されなくても払い戻ししません。⑨添乗員費用
 旅行代金算出基準日：2018年3月9日

■旅行代金に含まれないもの
上記以外は旅行代金に含まれませんが、参加に当たって通常必要となる費用を例示します。
①旅券の印紙代・証紙代有効期限5年のも：¥11,000、有効期限10年のも：¥16,000 ②個人の性格
の費用：飲食代、クルージング代、電話代など ③手荷物超過料金 ④傷害、疾病に関する医療費 ⑤任意
の海外旅行傷害保険料 ⑥ご自宅～羽田／成田空港の往復交通費 ⑦1人1部屋利用追加代金 (65,000)
⑧燃油サーチャージ・航空保険料：日本国内諸税、現地空港税 (36,280円～40,520円) ※2018年3
月現在のため、変動がある場合がございます ※④⑥⑧ (ビザ) 申請費用

申込書の送付とあわせて、参加申込金70,000円を下記口座にお振込みください。残金は後日、請求書を発行いたします。

振込先：三菱東京UFJ銀行 千代田支店

口座番号：（普）2560452

口座名義： 近畿日本ツーリスト（株）

※振込人名義は、お申込者様のご名義でお手続下さい

■お申し込み

申込書に必要事項を記入の上、提出ください。同時に「参加申込金を所定の口座にお振込みください。」
申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
お客さまがご旅行申込書にお客さまのローマ字名を記入されたい場合は旅行券に記載されているとおりを記入してください。お客さまのローマ字名が誤りになっている場合には航空券の発行済みのほか、宿泊施設等の連絡が必要となります。この場合、当社はお客さまの住所の場場合と連して支替者情報（「■お客さまの支替」に記載）をいただきます。なお、滞連・宿泊機関により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したことも場合もあります。この場合、所定の取消料（「■取消料の各場合」に記載）をいただきます。また、氏名の性別、年齢、国籍などが違った場合も同様になりますので、ご注意をお願いいたします。
②電話番号等の連絡手段として予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金の振込みが必須です。振込みが完了しない場合、当社が予約がなかったものとして取り扱います。（キャンセルされた場合は申込金は返金をお願いいたします）
③お申込の時点において、満洲、満洲その他の理由で旅行契約の締結がなれにできない場合、当社はその旨を通知し、お客さまの承諾を得て、お客さまが「取消料付」状態でお待ちたい期間を承認し、予約可能になり取りやめすることがあります。（以下「ウェイティング登録」といいます。）その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受け取り扱います。但し、当社がその予約可能期間の間にお客さまから「ウェイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちたい期間満了までに接触して予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウェイティング登録」の解除の旨を電話にて保証し、キャンセル料を徴収することはありません。
④ご予約のキャンセル料は、旅費の総額の10%以下を「キャンセル予約」といいます。これは、「ウェイティング登録」の場合を除いて、ご滞連いただきますようお願いいたします。「キャンセル予約」をされた方と、航空会社・宿泊期間などの予約管理方針により、航空会社・宿泊期間などとの定める基準に従って、「キャンセル予約」の一方が自動的に取消となり、ご予約の取消済の場合がございます。
⑤健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方、食物又は動物アレルギーの患者の方、妊婦の方、妊婦の可能性のある方、身体障害者補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）をお使いの方の特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加に当たり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。（旅行契約成立後にこれらの状況が明らかになった場合も直ちに申し出てください。）あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を事前に身体にお申し出ください。当社は、可能なかぎり合理的な範囲内で対応いたします。この点に際しては、お客さまの状況及び必要となる措置の範囲に限りは個別に考慮を要する場合があります。
⑥当社の旅行の安全が十分に実施されたかどうかは、当社は医師の診断書、お客さまの体調や変更する旨を申し出た場合、旅行の安全が十分に実施されたかどうかは、お客さまが申し出た措置を参考とするわけではなく、当社は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は無償でキャンセルすることがあります。なお、お客さまからのお申し出に基づき、当社がお客様の安全のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客さまの負担となります。
⑦当社は、旅行のお客さまが疾病、傷害等により、保護を要する状態にあると認めたとした場合、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、この行為が当社の責に帰すべき事由によるものではないときは、当該措置により生じた費用はお客さまの負担とし、お客さまは当該費用が当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払われなければなりません。
⑧15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意を条件とします。（但し一部のコースを除きます。）15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要となります。
⑨本旅行は株式会社日本ツーリスト株式会社が企画、実施し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んじいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込書の受理をもって成立するものと、成立日は当社が申込金を受領した日とします。

(10) 通旅契約および旅行契約の締結を希望されるお客さまは、以下の条件に同意し、かつ、当社が提供するクレジットカード(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)となり、お客さまの署名など旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通旅契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の締結を行う場合があります。ただし、当社が提携会社と無関係取締役が含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等によって受けていない場合もあります。

(11) 通旅契約の申込みを受理し、会員は申込みをうけておける「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」等の個人情報を、提携会社、加盟店、等から取得し、当社に提供し、当社が提携会社、加盟店等に提供し、当該提携会社、加盟店等に利用し、当該提携会社、加盟店等に開示し、当該提携会社、加盟店等に開示することになります。

(12) 通旅契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、郵送等電話等を行う場合は、当該通知が会員に到達した時に成立します。

(13) 通旅契約での「カード利用」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日までに、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出の日あたりとなります。

(14) 当社は、お客さまが次の①から④のいずれかに該当しないか、お申込みをお断りすることがあります。

① 旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとお当社が判断するとき。

② お客さまが暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。

③ お客さまが当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動又は暴力を用いる行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。

④ お客さまが流産行為をし、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき。

(15) その他当社が業務上の都合で、お申込みをお断りすることがあります。

●海外安全情報について
渡航先によっては、外務省より「海外安全情報」等、国又は地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。詳しくは以下をご確認ください。

外務省 海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>
外務省 海外旅行登録「たびレジ」 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>
外務省 領事サービスセンター（海外安全相談班） 03-5501-8162
○渡航先に「海外安全情報」が発出された場合の取扱について
「たびレジ」に「十分注意」を記載する。

イ 通常通り催行いたしますが、当社にて海外安全情報の書面をお受け取りください。

ロ 契約成立後に取消された場合には、パンフレットに定める取消料をお支払いいただきます。

レベル2:「不要不急の渡航は止めてください。」

イ 原則催行いたしません。が、当社にて適切な「危険回避措置」が講じられると判断された場合に限り、催行いたします。

□ 当社は海外安全情報の書面を交付し、危険回避措置に関する説明を行います。

八 同一商品企画内かつ一定の条件の範囲内で、方面又は出発日を変更して参加していただく場合、従前の旅行に係る取消料は収受いたしません。

二 ご参加を取りやめる場合、契約に従い取消料をお支払いいただきます。ただし、目的とする観光地に行けないなど旅行内容に重要な変更（第22項の表の左欄に掲げるもの）が生じた場合は、取消料を収受いたしません。

ホ 渡航中に当該情報が発出された場合、危険回避措置のため契約内容を変更することがあります。

レバ13：「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」

レバ14：「帰国し、エビエバへ、渡航は止めてください。（帰国勧告）」

○衛生情報について
渡航先の衛生情報については、以下をご確認ください。
厚生労働省検疫所 海外で健康に過ごすために <http://www.forth.go.jp/>

- 旅行代金・追加旅行代金**
申込、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金であり、追加代金とは、1人部屋追加代金、ビジネスクラス追加代金、延泊による宿泊追加料金をいいます。
- 確定日程表**
確定した航空運賃の便名や宿泊ホテル名（および添乗員が同行しない場合は現地手配代行者との連絡方法）などが記載された確定日程表は、ご出発の前日まで変更することができます。ただし、出発の7日前に航空運賃の改定が開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。
- 旅行契約内容・代金の変更**
■旅行が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供中での、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送やサービスの提供その他の事由により発生する変更となる場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。着し経済情勢の変動により運送予想される便程を大幅に超過し、かつ前記の便に代り旅行を中止し、かつ15日以内における日より前にお知らせします。
- ② 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一部部屋となつてときは、契約を解除したお客様から取消料を受け取るほか、一部部屋を利用するお客様から1人部屋追加代金を受けつけます。
- 取消料の場合（お客様による旅行契約の解除）
お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日が＊ピーク時の旅行であって、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目から31日目までの取消	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目から3日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日以降旅行開始までの取消	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

●ビーク時には12/20～1/7、2/27～5/6、7/20～8/31をいいます。

- 当社の責任とならないケース、渡航手続き等の事由による取消決の場合も表記取消料をいただきます。
- 取消料の対象となる旅行代金は表記の旅行代金に追加代金を加えた合計です。

■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例外)

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～8に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額される場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

■当社による旅行契約の解除

次の場合は当社が旅行契約を解除することがあります。(一部例外)

- お客様の数が契約書面に記載した最少参加人数に達しなかったとき。この場合旅行開始の前日から解約してそのお客様の参加費と引当金を返金いたします。②前日に旅行中止する旨をお客様に通知し、③前日までに追加代金を支払ったにもかかわらずお支払いいただけないとき ④申込者の不適合 ⑤病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき

■当社の責任

当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に関係する賠償限度額は人15万円/件/日まで。お客様又は重大な過失がある場合には、限りの下ではあっても……。また次のような場合は原則として責任を負いません。当社が故意または重大な過失、暴動、騒動、運送、搭乗機関等の旅行サービス提供中の止、官公署の命令

特別補償
当社はお客様が旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業契約特別補償制度により、死亡補償金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により0.4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により0.2万円～10万円、携行品にかかると推定される賠償金(15万円を限度)を、一償又は二償で支払います。死亡補償金の15万円を要するものではありません。日曜または祝日には、当該の補償金はお客様の提示された旅行可能な日曜または祝日に付して、当該日にお客様が被った損害について、当該補償金を支払う旨を旅行代金の提示された場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

旅程保証
旅行代金下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業契約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じ旅行代金に下記に定める比率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、旅行契約について受付けられる変更補償金は、旅行代金の15%を限度とし、旅行業契約款(企画旅行契約の部)の規定により、1,000円を超過する金額の変更補償金は支給しません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1. 5	3. 0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1. 0	2. 0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1. 0	2. 0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1. 0	2. 0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1. 0	2. 0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は經由便への変更	1. 0	2. 0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1. 0	2. 0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1. 0	2. 0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2. 5	5. 0

■お客様への責任
お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約内容に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するようご努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載された内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

■お客様の交替
お客様は当社が承諾した場合、交替に要する実費（下記参照）および手数料として1万円をお支払いいただくことにより交替することが出来ます。

(1) エコノミークラス利用の場合（上位クラスへ変更の場合も適用）また下記（ ）はこども。
北米（ハワイ含む）・中南米・ヨーロッパ（ロシア除く）・アフリカ・中東・・・17,500（13,200）円
アジア（韓国除く）・ロシア・インドネシア・オセアニア・南太平洋（大人・・・10,000（7,500）円
韓国・・・6,000円（4,500）円
(2) ビジネスクラス・ファーストクラス利用の場合 全方面・・・1,000円（大人・・・こども共通）
* 航空会社により上記金額と異なる場合があります。その場合は別途明記いたします。

●海外旅行保険について

病気、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の回収が大変困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。海外旅行保険については係員にお問い合わせください。

■お客様のご便意をはかるため、観光中・送迎中にお土産店にご案内することがあります。当社では、お店の選定には、万全を期しておりますが、購入の際には、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品等のお手配はいたしかねますのでトラブルが生じないよう商品の確認およびレシートの受け取りなどを必ず行ってください。色違い・サイズがある場合は、ご購入品を必ず手荷物としてお手元にご持ちいただき、その手続は、お土産・空箱の持ち帰りとなります。

■事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できな

■個人情報取扱について
当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客さまとの連絡や運送・宿泊機関等（海外の機関等を含む）の手配のために利用させていただきます。なお、当社の旅行予約の取扱いや旅行中発生した事故の対応、お客様の安全と健康に関する事故対策等に使用

また、旅行先でのお客さまのお買い物等の便宜のため、お客さまのお名前、パスポート番号および搭乗される航空便等に係る個人情報、電子的方法等海外免税店等の事業者に提供いたします。

ロ、当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客さまへのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

上座、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス、業務番号

ハ、住所のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

■募集型企画旅行契約約款について
この条件に定める他の事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の約款)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ<http://www.knt.co.jp>からご覧になれます。
当社はこれらの場合も旅行の再実施いたします。
この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5より行われる契約書面の一部になります。

パンフレット作成日 2018年3月9日 管理番号：0440-1803-0002
総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問ください。